

健生発 1227 第 2 号
5 輸国第 3538 号
令和 5 年 12 月 27 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)
農林水産省輸出・国際局長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙
の一部改正について

我が国から欧州連合等向けに輸出する水産食品に係る衛生証明書の発行、生産区域の指定及び適合施設の認定については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。)の別紙 EU-S1「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、ALPS 処理水放出に伴う中国による日本産水産物の輸入停止措置等を受け、輸出の転換先の一つである欧州連合等に輸出するために必要な施設認定に係る農林水産省における審査の一部を効率化し、認定手続の迅速化を図り、また、令和 4 年 10 月 24 日から令和 5 年 4 月 30 日まで行われた「欧州連合への輸出を目的とする水産物の生産を管理する管理システムを評価するための日本のリモート評価報告」における指摘等に対応するため、手続規程の別紙 EU-S1 につい

て下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 農林水産省における施設認定審査について、以下の条件に当てはまる施設の場合に係る手続を規定。
 - (1) 梱包された冷凍品について梱包を解かずに保管のみを行う施設の場合
 - (2) 別紙 US-S1 又は別紙 US-S2 に基づく米国向け輸出水産食品取扱認定施設であり、当該認定施設が認定を受けた輸出品目と同一品目のみを申請する場合
- 2 都道府県知事が認定した冷凍船が漁獲した水産食品を、EU域内等において、直接陸揚げを行う際に船長が署名した証明書の発行件数等の報告を求める手続を規定。
- 3 都道府県知事等が発行した衛生証明書発行件数の報告方法について、年度毎に厚生労働省に報告することに変更。
- 4 水産物の公的管理試験を実施する検査機関の要件として、ISO/IEC17025 に適合していることを規定。また、水産物のヒスタミンの公的管理試験の試験法について、ISO19343 又は農林水産省が示すガイドラインに基づいて妥当性確認が実施されている科学的検査方法によるものとするを規定。
- 5 発行する衛生証明書の魚病に関する証明事項の記載方法について規定。
- 6 その他所要改正。